

■ 保育園第三者評価とは

<https://job-medley.com/tips/detail/26241/>

第三者機関がサービスを評価し公表すること

保育園（保育所）第三者評価とは、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から保育園の運営体制や保育内容を評価し、公表することです。

2000年の社会福祉基礎構造改革（現、社会福祉法の改正）により始まった制度です。保護者が保育園を選ぶ際の参考となる情報を提供し、保育の質の向上、子どもの権利擁護につなげることを目的としています。評価対象は認可保育所、認証保育所、認可外保育所、認定こども園です。

保育園以外では特別養護老人ホームや障害者支援施設、社会的養護施設などの福祉施設でおこなわれており、総じて福祉サービス第三者評価と呼ばれています。評価をおこなうのは、都道府県が認証した評価機関です。法人格があること、福祉サービスを提供していないことなどが認証条件となっています。

評価をもとにサービスの改善ができる

第三者評価を受けることで、事業者側はサービス内容の見直しや改善をおこなうことができます。また、公表することで運営の透明性を保護者に示すことができるため選ばれやすくなり、事業所側にとってもメリットがあります。

第三者評価の受審は義務ではない

保育園における第三者評価の受審は法律で定められていないため、義務ではなく任意です。全国社会福祉協議会の調査によると、2022年における受審保育所数は2,272件で全体の約6%という結果でした。東京都では上限60万円まで費用を補助しているなど、受審支援策がある地域もありますが、地方などでは補助が出ないところも多く、なかなか受審が進まないのも実情です。

保育園第三者評価の流れ

保育園が第三者評価機関に受審申し込み・契約



事前準備

- ・スケジュール調整
- ・自己評価の実施・提出
- ・必要書類の提出
- ・保護者アンケートの実施



訪問調査等への対応

- ・必要書類の準備
- ・調査機関の見学対応
- ・事業者インタビューの対応



評価への対応

- ・事業者コメントの記入
- ・評価結果公表に関する同意



ホームページなどで評価結果の公表

事業に関する評価項目

福祉サービスの基本方針と組織

- ・ 理念、基本方針
- ・ 経営状況の把握
- ・ 事業計画の策定
- ・ 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

組織の運営管理

- ・ 管理者の責任とリーダーシップ
- ・ 福祉人材の確保・育成
- ・ 運営の透明性の確保
- ・ 地域との交流、地域貢献

適切な福祉サービスの実施

- ・ 利用者本位の福祉サービス
- ・ 福祉サービスの質の確保